

令和3年度答申第19号  
令和3年6月29日

諮問番号 令和3年度諮問第13号（令和3年6月11日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたため、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準

は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項1号は、当該特定求職者の収入の額が8万円以下であることを掲げている。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和2年7月27日、認定職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」であり、受講期間は、同日から令和3年1月26日までであった。

(就職支援計画書)

- (2) 審査請求人は、令和2年9月2日、処分庁に対し、同年7月27日から同年8月26日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について本件申請をしたところ、処分庁は、同年9月7日、「支給単位期間内の本人収入が8万円を超過のため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

(職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金不支給決定通知書)

- (3) 審査請求人は、令和2年10月22日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (4) 審査庁は、令和3年6月11日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 4 審査請求人の主張の要旨

8万円以上の収入があると給付金はもらえないと聞いたので、訓練が始まる前に仕事を辞めた。令和2年8月20日に振込みがあった給料は、同年6月21日から同年7月20日までの間に働いた分であるのに、同年8月20日に収入があったとみなされて不支給とされた。

障害年金だけでは生活できないので、働ける間は働いて給料をもらうのは当

たり前の話であるのに、訓練の申込みをする前に働いた分をたまたま令和2年8月20日にもらったから8万円を超えるという理由で不支給というのは、納得できない。

訓練が始まってからでないと不支給になる内容が分からないのに、障害年金をもらっているため給付金は1回目からは絶対にもらえないことになるのはおかしい。

障害年金は収入に当たるので、障害年金を合わせた月額収入が8万円を超えると給付金はもらえないという説明を初めからすべきであるのに、そのような説明はされていない。

(審査請求書、反論書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。）において規定されている。求職者支援要領10041イにおいて、給付金の支給要件の一つとして、当該支給単位期間における当該特定求職者の収入額が8万円以下であることが規定されており、求職者支援要領10043ハの（イ）から（ハ）までにおいて、収入の詳細について規定されている。
- 2 審査請求人は、令和2年8月20日に受領した同年6月21日から同年7月20日までの分の給与が、本件支給単位期間の収入となることに納得できないと主張しているが、求職者支援要領10043ハ（ロ）において、収入の算定においては、「その収入があった日（当該収入が口座に振り込まれるものである場合は当該口座に振り込まれた日）が属する支給単位期間の収入として取り扱うものとする」とされている。処分庁は、審査請求人に対し、同月9日、1か月分の年金額（2か月分の振込額の2分の1）と支給単位期間に支給日のある給与額の合計が8万円以下でないと当該支給単位期間の給付金は不支給になる旨を伝え、支給単位期間に支給日のある給与が当該支給単位期間の収入となることを説明した。処分庁は、本件支給単位期間に審査請求人が得た収入は、同年8月20日に受領した給与7万4000円と、同月15日に受領した障害年金及び年金生活者支援給付金（以下「障害年金等」

という。) 14万0343円の1か月分の金額である7万0172円とを合計した14万4172円であると判断し、本件支給単位期間における収入が8万円を超えていたため不支給としたものである。

また、審査請求人は、障害年金等が収入となることを初めから説明すべきと主張しているが、求職者支援要領10043ハ(イ)において「本人収入の範囲は、税引前の稼得収入及びその他収入全般である。」、同(ハ)において「「その他収入全般」は、各種年金、年金生活者支援給付金を含む税引前の収入全般である。」とされ、年金が収入であることが示されており、処分庁は、令和2年6月17日に審査請求人に手交した「申込受付票」の裏面の「職業訓練受講給付金の事前申請にかかる必要書類」の中で、「前月收入あり」の場合は「前月中に支払われた給与明細・年金確認書類」を「本人の前月收入確認書類」として「ご持参下さい」と記載し、年金が収入であることを審査請求人に対し示している。しかし、審査請求人は、同日に訓練の受講申込書を提出した際、前月の収入は給与のみである旨を申告し、同年7月8日に事前審査書とともに提出した「職業訓練受講申込にかかるチェックシート」や「職業訓練受講給付金要件申告書」にも、年金を受給していることを申告せずに、収入が月額8万円以下であると記載していたため、処分庁は、審査請求人の年金の受給を確認することができなかった。その後、事前審査書及びその添付書類について詳細を確認した際に、給付金の振込先口座である通帳に障害年金等の入金記録があり、その金額から収入が8万円を超えていることが判明したため、処分庁は、同月9日、審査請求人に対し、1か月分の年金額(2か月分の振込額の2分の1)と支給単位期間に支給日のある給与額の合計が8万円以下とならない場合、当該支給単位期間の給付金は不支給になる旨を伝え、障害年金等が収入となることを説明した。また、同月17日に就職支援計画書を交付した際も、「求職者支援制度利用者のしおり」等により支給要件等を説明した。

- 3 処分庁は、以上の理由により本件不支給決定をしたものであり、これは、法令等の根拠にのっとった正当なものであると考えられ、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものとする。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について  
本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。
- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

求職者支援規則11条1項1号は、給付金支給単位期間に特定求職者の収入の額が8万円以下であることを給付金の支給要件の一つとして掲げている。これは、特定求職者が認定職業訓練等を受けることを容易にするため、給付金はその生活を支援する趣旨で支給されるものであることによるものと解される。

したがって、求職者支援要領において、収入の算定においては、基本的に収入があった日を基準として、当該収入については、その収入があった日が属する給付金支給単位期間の収入として取り扱うのを原則とし、別の取扱いとして、年金等複数の月に係る金額が一括で支給される手当等であって、国の制度等として支払頻度が定められているものについては、かかる収入があり、複数の月に係る金額が一括で支給されていることが確認できる場合は、当該一括で支給された金額を確認された月数で除して得た額を当該支給単位期間における収入の額とすることとしているのは、不合理な運用ではない。

審査請求人については、本件支給単位期間内である令和2年8月20日に7万4000円の給与収入があったこと、2か月に1回の頻度で支払われる障害年金等の支給を受けており、同年6月15日支給の記録によれば、障害年金等の合計金額は14万0343円であったことが認められ、これらによれば、本件支給単位期間の収入の額は8万円を超えていると認められる。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史